

(参考 令和七年二月改正後全文)

特定小型原動機付自転車等の性能等確認制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、国土交通大臣の認定を受けて特定小型原動機付自転車及び一般小型原動機付自転車（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）への適合性及び品質管理に係る体制の確認（以下「性能等確認」という。）を実施しようとする者（以下「性能等確認実施機関」という。）による特定小型原動機付自転車等に係る性能等確認並びに当該確認がされた旨の特定小型原動機付自転車等への表示の適正な実施に関し必要な事項を定めることにより、運行の用に供される特定小型原動機付自転車等の保安基準適合性を確保するとともに、特定小型原動機付自転車等が安全に利用される環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「特定小型原動機付自転車」とは、保安基準第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車をいう。

2 この告示において「一般小型原動機付自転車」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第一項第二号の二に規定する一般小型原動機

付自転車をいう。

(性能等確認実施機関の認定)

第三条 性能等確認を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた性能等確認の実施に関する規

程(以下「性能等確認実施規程」という。)を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 性能等確認の実施方法

二 性能等確認の用に供する設備、機器又は装置

三 性能等確認の実施体制

四 その他性能等確認を適切に実施するために必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の認定(以下単に「認定」という。)の申請があつた場合において、その

申請者が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 特定小型原動機付自転車等について、性能等確認実施規程に基づき次に掲げる事項を適切に確

認できる能力を有すること。

イ 保安基準に適合するものであること。

ロ 均一性を有するものであること。

ハ 設計又は製作の過程に起因する不具合が生じた場合において、特定小型原動機付自転車等の

製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される特定小型原動機付自転車等を製作するこ

とを業とする者から当該特定小型原動機付自転車等を購入する契約を締結している者であつて当該特定小型原動機付自転車等を輸入することを業とするもの（以下「製作者等」という。）により必要な改善措置が講じられるものであること。

- 二 前号イに掲げる事項を確認するために必要な設備、機器又は装置を有すること。
- 三 性能等確認を公平かつ適正に実施するために必要な体制を有すること。
- 3 国土交通大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、当該性能等確認実施機関に係る情報を公表するものとする。
- 4 認定の有効期間は、五年とする。
- 5 性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程の変更（軽微な変更（当該変更が性能等確認の結果に影響を及ぼさないことが明白なものをいう。次項において同じ。）を除く。）をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、認定を受けなければならない。
- 6 性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程の変更（軽微な変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 7 性能等確認実施機関は、性能等確認に係る業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 8 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

（性能等確認実施要領の届出）

第四条 性能等確認実施機関は、次に掲げる事項を定めた性能等確認の実施手続等に関する要領（以下「性能等確認実施要領」という。）を策定し、性能等確認を実施する前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 性能等確認の申請に関する事項
- 二 性能等確認の実施に関する事項
- 三 性能等確認の結果の通知に関する事項
- 四 性能等確認の結果の活用に関する事項
- 五 その他性能等確認を実施するために必要な事項

（性能等確認の実施）

第五条 性能等確認は、製作者等の申請により行う。

2 性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程及び性能等確認実施要領に基づき、申請に係る特定小型原動機付自転車等の型式ごとに性能等確認を実施するものとする。

3 性能等確認実施機関は、性能等確認を実施したときは、遅滞なく、当該確認の結果を第一項の申請者及び国土交通大臣に通知しなければならない。

（性能等確認の結果の活用）

第六条 国土交通大臣は、前条第三項の規定により第三条第二項第一号イからハマまでに掲げる事項に適合する旨の通知（以下「適合通知」という。）を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る情報を公表するものとする。

2 適合通知を受けた製作者等は、当該適合通知に係る型式の特定小型原動機付自転車等には、特別な表示（次項において単に「表示」という。）を付するものとする。

3 表示は、シールとし、特定小型原動機付自転車等がその型式について適合通知を受けたことを示す用途にのみ用いるものとする。

4 性能等確認実施機関は、適合通知を受けた製作者等に対し、少なくとも事業年度ごとに、第二項に係る事項の報告を求めるものとする。

（報告の徴収）

第七条 国土交通大臣は、性能等確認及び当該確認に係る結果の活用 of 適正な実施を確保するため必要があるとき認めるときは、性能等確認実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

（認定の取消し等）

第八条 国土交通大臣は、性能等確認実施機関がこの告示の規定に違反していると認めるときは、当該性能等確認実施機関に対し、性能等確認の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、性能等確認実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
  - 一 この告示の規定又は前項の規定による命令に違反したとき。
  - 二 前条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 三 不正の手段により認定を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を公表するものとする。
- 4 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、性能等確認に係る結果の公表を取りやめることができる。
  - 一 当該確認に係る型式の特定小型原動機付自転車等が第三条第二項第一号イからハまでに掲げる事項に適合しないと認めるとき。
  - 二 製作者等が不正の手段により適合通知を受けたとき。
  - 三 第二項の規定により認定を取り消した場合において、必要と認めるとき。